

# 倉吉市屋外広告物条例等が一部改正されました

～有資格者による点検と点検結果の提出が必要になります～

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下又は倒壊する事故が発生しており、看板などの屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

倉吉市では、こうした状況を考慮し、条例の目的である公衆に対する危害の防止を実現していくために定期的な点検が行われるよう、倉吉市屋外広告物条例等の一部を改正いたしました。

これにより、屋外広告物の管理者等(※1)は、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって屋外広告物に倒壊・落下のおそれ等が生じないように、「定期的な点検」を行うことが義務となります。

※1 管理者等とは、屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示し、設置し、又は管理する方です。

## 【主な改正のポイント】（令和3年4月1日施行）

### ○点検が義務化されました

屋外広告物の管理者等に対して、**広告物の劣化等の状況を点検**することが義務付けられました。許可の要・不要を問わず、**下記の広告物を除く全ての広告物が点検の対象**です。

#### 点検の対象から除外される広告物

電力柱巻付広告、はり紙、はり札、立看板等、広告幕(横断幕、垂れ幕、旗及びのぼり)、気球広告、バス停標識利用広告、建築物の壁面に切文字(ロゴ・シンボル含む)を直接施工したもので全体(ひとまとまりの文字等で構成される一つの広告物)の表示面積が10㎡以下のも(許可物件及び電飾を伴うものは除く)、道路標識等法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの。

### ○資格を持つ者が安全点検を行う必要があります

有資格者は以下のとおりです。

- 屋外広告士
- 一級建築士、二級建築士
- 第一種電気工事士、第二種電気工事士
- 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者
- 技能検定合格者(一級、二級広告美術仕上げ)
- 屋外広告物点検技能講習修了者

### ○点検結果を報告してください

市長から許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、更新の許可申請の際に**許可期間満了日前6ヶ月以内に実施した点検の結果**を記録した「安全点検結果記録票」を提出することが義務付けられます。点検結果の報告義務は、**令和3年4月1日以降に許可更新申請書が提出されるものから適用**となります。「安全点検結果記録票」の様式は市の屋外広告物のHPからダウンロードできます。

※許可を要しない屋外広告物の場合も点検は義務付けられますが、「安全点検結果記録票」の提出は不要です。

### ○問い合わせ先

倉吉市建設部管理計画課 Tel: 0858-22-8174 詳しくは **くらよしの屋外広告物** で検索